

奥多摩町教育委員会 殿

学校名 奥多摩町立氷川小学校

校長名 松下 静徳 印

令和3年度教育課程について(届)

このことについて、奥多摩町立学校の管理運営に関する規則第29条に基づき下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

自主・創造の精神に富んだ心身共に健全な児童の育成を目指し、次の目標を設定する。

○自ら進んで学ぶ子

「思考力・判断力・表現力」「実践力」「主体的に取り組む態度」

○仲よくやさしい子

「自他を大切にする力」「共感力」「自尊感情・自己肯定感」「協働力」

○健康で明るい子

「豊かなスポーツライフを実現する力」「豊かな心」「社会の一員としての自覚と態度」

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 自ら進んで学ぶ子

- ① 問題解決的な学習を意図的に設定し、生きて働く知識及び技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等をバランスよく育む。
- ② 各教科等において言語活動を意図的に実施し、思考力・判断力・表現力の向上を図る。
- ③ 教科等の目標を明確にした授業を実践し、児童一人一人が基礎的・基本的な知識及び技能を身に付け、学びへの実践力を養う。
- ④ 「聞くこと」「話すこと」の言語活動を充実させ、外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を育む。
- ⑤ 探究的な学習や体験学習を取り入れ、児童の主体的に取り組む態度を醸成する。
- ⑥ 体験活動やICT機器を活用することで、より知識及び技能を定着させることや、実践力の向上を図る。

イ 仲よくやさしい子

- ① 教育活動全体を通して、人権教育を実施し道徳教育を充実させ、自他を大切にすることを醸成し、他者に寄り添う共感力を高める。
- ② 学校全体における言語環境を整え、児童一人一人が大切にされている思いを強くできる指導を通して、自尊感情・自己肯定感を養う。
- ③ 地域の自然や文化等の教育資源を積極的に活用した奥多摩学習を通して、奥多摩町を知り、大切に思い、地域社会に貢献しようという意識をもたせ、協働力、実践力を育てる。
- ④ 全校縦割り班活動、異年齢活動等の充実を通して、協働の豊かな心を育てる。

ウ 健康で明るい子

- ① 心身の健康や体育、食育に関する指導の充実を図り、児童が生涯を通じて健康で明るい生活ができるように、豊かなスポーツライフを実現する力を育成する。
- ② 保育園、中学校との連携、心理士等の専門家や関係諸機関との連携を進めて、児童の実態や指導の在り方等について理解を深めた指導を行い、心身の健康を促進する。
- ③ 将来自立した人になれるよう、基本的な生活習慣を身に付け、自ら積極的に仕事に取り組もうとする心情と態度を育成する。
- ④ オリンピック・パラリンピック教育を通して、「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」の育成を図り、豊かな心を醸成する。

エ 学校の教育目標の達成に向けたその他の事項

- ① コミュニティ・スクールにおける地域人材を有効活用し、教育活動の充実を図る。

第2表の1

学校名 奥多摩町立氷川小学校

2 指導の重点

(1) 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動

ア 各教科

- ① 各教科等において育成を目指す資質・能力を明確にし、問題解決的な学習・探究型学習や互いに学び合う授業の展開に努め、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて授業改善を推進する。
- ② 各教科の目標を達成するために、タブレット端末等を有効活用する。また学習支援ソフトミラシード・デジタル教科書での学びを常態化し、情報モラル教育も含めICT教育を更に推進する。漢字検定や算数検定を全学年において系統的に実施し、学習の積み重ねを意識して意欲の向上を図る。
- ③ 加配教員を中心に東京方式習熟度別指導ガイドラインに沿って、児童の実態に合わせてきめ細かい、個に応じた習熟度別指導を更に充実する。
- ④ 各種学力調査や体力・運動能力調査、生活・運動習慣調査の結果を分析して、授業改善推進プランを作成し、授業改善の具体策を講じる。また、アクティブプラン to2020-総合的な子供の基礎体力向上方策<第3次推進計画>-」を踏まえた取り組みを通して、基本的な運動能力を身に付けるとともに、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質や能力の向上、心と体の健康の促進を図る。
- ⑤ 第5・6学年の外国語は文部科学省や東京都教育委員会からの教材を有効活用しながら計画的に指導を行うとともに、ALTを活用したデモンストレーションを行うことで意欲を高め、実際において活用できる基礎的な技能を養う。
- ⑥ プログラミング的思考を育む活動を通して、各教科の学びを深める。

イ 道徳科

- ① 「考える道徳」「議論する道徳」授業を推進し、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を行い、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。
- ② 道徳授業地区公開講座は、共通テーマを定めて実施する。授業公開・意見交換会においては、保護者・地域と一体となり、児童の豊かな心を育むことについて考える。

ウ 外国語活動

- ① 第3・4学年で各35単位時間を設定して計画的に指導を行い、外国語でコミュニケーションを図る素地となる資質・能力を養う。
- ② 文部科学省や東京都教育委員会からの教材を有効活用し、教材・教具や英語ルームを計画的に整備し、指導の充実を図る。
- ③ ALTの活用場面を指導計画に位置付け、いつでも外国語に触れる環境づくりや指導の充実を図る。

エ 総合的な学習の時間

- ① 総合的な学習の時間の目標に沿った指導計画に基づき、探究的な学習を中心に据えた教育活動を実施し、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成する。
- ② 地域教育資源の活用を図り、体験学習等を効果的に取り入れ、問題解決的な学習を推進する。
- ③ 各教科の学習内容と関連させながら、オリンピック・パラリンピック教育を踏まえて、持続可能な未来へつなげる環境教育を実施する。

オ 特別活動

- ① 児童の主体性を重視し、ねらいを明確にして具体的な手だてを考え、協力して創意工夫に満ちた活動と自主的、実践的な集団を創ることを通して、豊かな人間関係の育成を目指す。
- ② 外遊びの時間を計画的に設定して体力の増進を図るとともに、食育の推進も計画的に実施することで心身の健康の保持増進に努める。
- ③ 学びのプロセスを記述し振り返るキャリア・パスポートを作成し、新たな学習や生活の意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を計画的に行う。

第2表の2

学校名 奥多摩町立氷川小学校

(2) 特色ある教育活動

- ア 奥多摩学習の全体計画を基に郷土の教育資源を活用して、各教科と道徳科、特別活動、総合的な学習の時間の教科等横断的な学習を行う。特に奥多摩の自然を活用した学習に重点的に取り組み、郷土の自然を大切にす意欲を高め、理解を深め、環境に配慮する活動にすすんで取り組ませる。
- イ コミュニティ・スクールとして、地域の人的・物的資源を活用し、伝統文化を学ぶ活動に取り組ませることで、課題を探究する力を育てる。社会に開かれた教育課程の実施については、学校行事や授業参観等において、広く地域・保護者に参画を呼びかけて、地域社会と共有・連携しながら学校教育を実現させていく。
- ウ 4・5・6年生の移動教室及び多摩川源流観察、林業体験学習等の体験活動や井之頭小学校との交流学習を通して、視野を広げるとともに、地域による生活習慣の違いを学び、奥多摩町への理解を深め、町の将来を担う意識を醸成する。
- エ 特別支援教育コーディネーターを核として、校内支援委員会の開催、特別支援教室専門員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係諸機関の活用を推進し、更に個に応じた指導を進め、保護者への啓発も含め、特別支援教育の充実を図る。
- オ 校務支援システム等を有効に活用し、氷川保育園・古里小学校・奥多摩中学校との連携を深め、合同連絡会、合同行事及び共同学習を充実させる。
- カ オリンピック・パラリンピックの歴史や意義、国際親善等、その果たす役割を正しく理解し、我が国と世界の国々の歴史・文化・習慣等を学び交流することを通して国際理解を深める。それらを通して、進んで平和な社会の実現に貢献できる人材を育成する。

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- ① 日々の活動の中で心の教育に力を入れ、人権と個性を尊重し、思いやりの心を育み、豊かな人間関係を築く。新型コロナウイルス感染に伴う人権侵害を含め、「いじめは絶対に許さない」という意識を学校全体、学級内で醸成させ、いじめを生まない学校づくりを推進し、各学年、年3回のいじめ防止等に関する授業を実践する。
- ② 学校いじめ防止基本方針に則り、年3回のアンケートの実施や日常の行動観察を通して、児童の実態を把握し、いじめを認知した際には、学校いじめ委員会で情報共有し、組織的な対応、見守り、声掛けを行う。
- ③ 教職員は、生活指導朝会、生活指導協議会、心理士等を活用し組織的に児童理解を図る。また、児童と日常的な関わり合いを強め、温かな信頼関係を築くように努める。いじめ総合対策〈第2次〉〈東京都教育委員会〉を基に、年3回のいじめ防止研修を実施し、いじめ防止等へ対応力を高める。
- ④ 児童虐待予防及び早期発見並びに迅速かつ適切な虐待を受けた児童の保護及び自立の支援等を行うため、関係機関と連携強化のために必要な対応を図る。
- ⑤ SOSの出し方に関する教育を保健、道徳、特別活動等の1単位時間以上を使って、スクールカウンセラー、地域の保健師を活用して夏季休業前に実施する。
- ⑥ 不登校並びに不登校傾向の児童、特別の配慮を要する児童の状況について共通理解し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係諸機関等と連携しながら、組織的な対応を図る。
- ⑦ 基本的な生活習慣を身に付けるとともに、自他の生命を大切にし、自尊感情を高め、自己肯定感を育む指導を行う。
- ⑧ 地震や風水害、土砂災害等の自然災害発生やJアラート発令時や災害等の緊急時における連絡体制等について危機管理マニュアルを基に共通理解を図り、有事に対応できる環境整備を行う。
- ⑨ セーフティ教室及び薬物乱用防止教室の実施については、関係諸機関との連携、地域人材の活用を図り、指導の充実を図る。
- ⑩ SNS東京ノートを活用して、情報モラル、情報セキュリティに関わる指導を計画的に行う。保護者に対しても、SNS家庭ルールの作成を勧め、スマートフォンやゲーム機器等使用時間及び場面の管理、フィルタリングの設定、課金トラブルや個人情報保護・流出防止について啓発を行う。

イ 進路指導

- ① 中学校体験の日や出前授業等を活用し、奥多摩中学校との連携を深め、一人一人の社会的・職業的自立に向けて、キャリア発達を促す教育を更に推進する。
- ② 基礎的・汎用的能力を確実に育成するとともに、社会・職業との関連を重視し、実践的・体系的な活動を充実する。